

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岬町長

田代 堯

岬町条例第5号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年岬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「100分の10」を「100分の11」に改める。

第21条第1項中「4,200円」を「4,700円」に、「6,300円」を「7,050円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。